明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十一条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第六十四条に次の一号を加える。

五　法第九十六条第一項の規定により私立学校教職員共済法による加入者期間とみなされた期間又は法第百六条第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく農林漁業団体職員共済組合の組合員であつた期間若しくは任意継続組合員であつた期間とみなされた期間を有する者であつて、法律によつて組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができるもの（大正十五年四月二日以後に生まれた者に限り、第一号及び第二号に掲げる者を除く。）　昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項第二十号

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。次条において同じ。）」を「十年」に改め、同項第四号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第七項中「附則第七条第二項」に改める。

第十一条中「二十五年」を「十年」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。次条において同じ。）」を「十年」に改め、同項第四号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第七項中「附則第七条第二項」に改める。

第十条中「二十五年」を「十年」に改める。

第十八条中「第一条の二第四号及び第十二号」を「第一条の二第三号及び第十一号」に改める。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。次条において同じ。）」を「十年」に改め、同項第三号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第七項中「附則第七条第二項」を「附則第九条第二項」に改める。

第四条中「二十五年」を「十年」に改める。

第九条中「第一条の二第四号及び第十二号」を「第一条の二第三号及び第十一号」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「をいう」の下に「。第十三条第一項第二号ロにおいて同じ」を加え、同条第五号中「をいう」の下に「。第十三条第一項第二号ハにおいて同じ」を加え、同条第六号中「をいう」の下に「。第十三条第一項第二号ニにおいて同じ」を加える。

第九条を第十一条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（退職共済年金の職域加算額の決定の請求に関する経過措置）」を付する。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（退職特例年金給付の支給に関する経過措置）

第九条　施行日の前日において現に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（退職を支給事由とするものに限る。以下この条において「退職特例年金給付」という。）の受給権を有しない者であって、改正前支給要件規定（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百十四号。第十二条において「平成二十九年整備政令」という。）第七条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第八条の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第三十一条の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法中長期給付の支給要件に関する規定をいう。以下この条において同じ。）による退職特例年金給付の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職特例年金給付の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職特例年金給付を支給する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（寡婦年金に関する経過措置）

第五条　年金機能強化法第二条の規定による改正後の国民年金法（第十二条において「改正後国民年金法」という。）第四十九条の規定は、施行日以後に死亡した同条第一項に規定する夫について適用し、施行日前に死亡した同項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件に関する事項については、なお従前の例による。

本則に次の見出し及び二条を加える。

（オーストラリア協定に係る相手国期間を有する者に関する経過措置）

第十二条　次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める年金たる給付の支給要件に関する事項については、なお従前の例による。

一　年金機能強化法の施行の際現に施行日前オーストラリア期間算入老齢基礎年金受給権者（施行日前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下この号及び第三項において「協定実施特例政令」という。）第二条第四十八号に規定するオーストラリア協定に係る社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。）第二条第五号に規定する相手国期間（以下この号及び次条第一項において「オーストラリア期間」という。）を有する者（以下「施行日前オーストラリア期間保有者」という。）であって、協定実施特例法第十条第一項の規定によりその者のオーストラリア期間を平成二十九年整備政令第十条の規定による改正前の協定実施特例政令（次条第一項第一号において「改正前協定実施特例政令」という。）第二十二条第二項の表第二欄に掲げる期間に算入することにより同表第一欄に掲げる年金機能強化法第二条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「改正前国民年金法」という。）による老齢基礎年金の支給要件に関する規定に該当するに至った当該老齢基礎年金の受給権者をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）である者　改正前国民年金法による老齢基礎年金

二　年金機能強化法の施行の際現に改正前国民年金法による遺族基礎年金（施行日前オーストラリア期間算入老齢基礎年金受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給するものに限る。）の受給権者である者　改正前国民年金法による遺族基礎年金